

台風21号の災害にかかる相談窓口設置および融資の取り扱い開始
～ 全店に「災害相談窓口」を設置し、被災者を支援 ～

大阪シティ信用金庫（本店 大阪市、理事長 高橋知史）は、台風21号による被害により事業に影響を受けた中小事業者、家屋等に被害を受けた個人の方を支援するため、全店（出張所を除く）に「災害相談窓口」を設置するとともに、復旧支援に向けて「災害対策緊急支援融資」「大阪シティ災害復旧ローン」の取り扱いを開始します。

記

1. 「災害相談窓口」の設置

- ・全店（出張所を除く）の融資窓口「災害相談窓口」を設置し、取引の有無にかかわらず、災害の復旧、応急資金などのご相談に対応する。
- ・設置日：平成30年9月6日（木）

2. 「災害対策緊急支援融資」

- （1）対象先：台風21号により被害を受けた事業所、または販売・仕入れ先の被害により影響を受けている既往・新規事業先
- （2）資金用途：運転資金、設備資金
- （3）融資金額：原則100百万円以内
- （4）取扱期間：平成30年9月7日（金）～平成30年12月28日（金）

3. 「大阪シティ災害復旧ローン」

- （1）対象先：台風21号により被害を受けた方
- （2）資金用途：被災からの生活再建にかかる次の資金
 - ①住宅の補修・修繕費用
 - ②自動車の修理・買替費用
 - ③家具・家電等の修理・買替費用
- （3）融資金額：10万円以上500万円以内
- （4）取扱期間：平成30年9月7日（金）～平成30年12月28日（金）

以上

(添付資料)

「災害対策緊急支援融資」の概要

- (1) 対象先 台風21号により被害を受けた事業所、または販売・仕入れの被害により影響を受けている既往・新規事業先
- (2) 資金使途 運転資金、設備資金
- (3) 融資金額 原則100百万円以内
- (4) 貸出金利 当金庫所定金利
- (5) 返済方法 (証書貸付) 元金均等分割返済(最長、据置期間1年)
(手形貸付) 期日一括返済
- (6) 期間 最長10年(証書貸付)
- (7) 担保 個別案件ごとにご相談
- (8) 取扱期間 平成30年9月7日(金)～平成30年12月28日(金)
- (9) その他 当金庫所定の審査があります

以上

「大阪シティ災害復旧ローン」の概要

- (1) 対象先 台風21号により被害を受けた方
- (2) 資金使途 被災からの生活再建にかかる次の資金
①住宅の補修・修繕費用
②自動車の修理・買替費用
③家具・家電等の修理・買替費用
- (3) 融資金額 10万円以上500万円以内
- (4) 貸出金利 年1.00%（保証料率を含む）・変動金利
- (5) 返済方法 変動金利型証書貸付 元利均等分割返済（据置期間6カ月以内）
*融資金額の50%以内につき、6カ月毎のボーナス返済併用可
- (6) 期間 3カ月以上10年以内
- (7) 担保 一般社団法人しんきん保証基金保証
- (8) 取扱期間 平成30年9月7日（金）～平成30年12月28日（金）
- (9) その他 当金庫所定の審査があります

以上